

# 病院労組 だより

府職の友号外

2023年12月4日

今年の夏から継続交渉となっていた非常勤職員への一時金(ボーナス)支給を求めて、府職労・病院労組は何度も団体交渉を重ねてきました。その結果、12月1日に病院機構より「来年度から非常勤職員にボーナスを支給する」との回答を得ました。

多くの仲間が組合に加入し、声をあげた成果です。

府職労・病院労組の要求を受けての病院機構の提案では、非常勤職員に令和6年度から期末手当を支給する。対象者は、勤務時間が1週あたり29時間以上かつ雇用期間が6か月以上である職員とし、期末手当の額は再雇用職員に準じて0.725月を2回支給、基準日は5月1日と11月1日、支給日は6月30日と12月10日との内容です。

## ゼロ回答から支給へ! 大きな一歩

これまで病院機構は一貫して「支給は困難」との回答をくり返していましたが、府職労・病院労組は折衝や交渉を何度も重ね、11月6日には21人での団体交渉も行



みんなの力と労働組合が勝ち取った成果

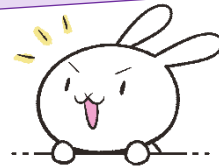
# 来年度から非常勤職員に ボーナス支給へ

週29時間以上  
雇用6か月以上

しかし、あまりにも少なすぎる!

さらなる増額めざし

労働組合に入って声を上げよう!



い、「非常勤を差別しないで」「常勤と同じ仕事をしているのに…」など、非常勤職員の強い思いを直接伝えました。

その結果が今回の支給につながりました。

## 常勤との格差は不満 ここをスタートに

さらなる増額をめざす

しかし、今回の提案は、府職労・病院労組が要求していた「今年度からの支給」「常勤職員と同じ月数の支給」「全ての非常勤職員への支給」という要求には程遠く、とても不十分な内容です。

府職労・病院労組は、これまでの「支給ゼロ」からは大きな前進と受け止めるとともに、さらなる増額や対象拡大に向け、引き続き取り組みを強めます。

## 大阪府の非常勤職員と 同じ取り扱いが原則

「これで十分ではない」  
「引き続き検討」を確認

すでに大阪府では、3年前から週15時間30分以上勤務する非常勤職員に対し、期末手当が支給され、来年度からは勤勉手

府職労加入は  
こちらから→



当も支給されることになり、正規職員と同様の支給となります。

今回の提案内容は「府立病院職員の諸手当は大阪府職員に準ずる」という労使間のルールにも反するものです。

これに対し、府立病院機構は「府立病院職員の諸手当は大阪府職員に準ずるというルールは認識し、重く受け止めている」「今回の提案内容で十分とは思っておらず、今後も検討していく」と答えています。

## みんなの組合加入と みんなの声が 大きな成果に

今回、このような大きな前進が勝ち取れた背景には、この間、非常勤職員を含め、たくさんの病院で働く仲間が府職労に加入し、いっしょに声をあげることができたからです。

みんなの要求を実現し、働きやすい環境をつくるため、みんなが府職労に加入しましょう!

